

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年8月21日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 神室荘の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年5月1日～平成25年5月13日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 現時点での備品台帳を整備し、現物と照合できるような方法により、正確な備品管理に努めること。	1. 現存する備品の洗い出し・再点検を行い、未整備であったこれまでの備品台帳の加除を行った。また現物にラベルを貼付し、台帳と照合できるように改めた。